

平成23年度 第1回伊丹市行財政改革推進懇話会

日時：平成23年6月13日（月）
13時30分～15時30分
場所：総合教育センター講座室

出席者数

- ・委員7名中、5名出席

傍聴人数

- ・0名

1. 開会（13:30）

2. 委嘱状交付

（省略）

3. 会長・副会長選出

4. 諮問

（市長より会長に諮問書を手交）

5. 市長挨拶

6. 議事

（1）第三セクター等の今後のあり方について

（2）今後の進め方について

会長	・ 去年は行財政プランについての審議とのことだったが、去年議論したことが総論とすれば、今年は、その中に書かれてあった各論について一つずつ実行するという作業が懇話会に与えられている。その最初が、第三セクターについての問題ということだと思っている。第三セクターについての専門の知識のある方のご意見も参考にしながら、懇話会として最終的に意見の取りまとめをさせていただくので、ご協力のほどよろしくお願ひしたい。
事務局	・ 本懇話会においては7名の方に委員を委嘱しており、本日の出席状況については出席5名、欠席2名ということで、伊丹市行財政改革推進懇話会設置要綱第6条第2項に基づき、本懇話会は成立していることを御報告する。 ・ 傍聴者は0名。
会長	・ 本日の会議録の署名については、A委員とB委員にお願いしたい。
事務局	・ 資料により説明

C 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25%以上の出資団体が今回の対象となる第三セクターということだが、50%や100%も対象ということでもいいか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおり。25%以上出資しているのが、関与が強い第三セクターと考えている。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100%出資ということなら第三セクターとは言えないのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間でいう子会社的な存在で、それらも第三セクターとか外郭団体という。 ・ 親子の関係で説明すると、子どもの借金を連帯保証しているようなものが損失補償である。 子どもが返済できなくなると親が返済することになるので、子どもに自主管理能力が無いのであれば事業の見直しが必要。損失補償を行っている団体がどうかという視点で判断いただきたい。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社であっても、基本的に市として連結が主要であると考えてよろしいか。連結決算みたいなものだが、市は連結を実施しているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおり。地方公共団体財政健全化法になり、一般会計以外の借金についても連結決算で考えることになった。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の進め方について、第三セクターをどう取り扱うかということについては、やはり資産、負債の内容について一定精査をしなければならない。もしくは、その法人の性格に応じて、これまでの設立経緯も踏まえた法律的な観点からの検討もしなければならない。諮問に対して適切に懇話会として意見を返す上では、どうしても弁護士や公認会計士の専門的な知識を持った方に参加していただいて、ご意見をいただくというようなことで進めざるを得ないのではないかと考えている。 ・ そこで、臨時委員3名の方に加わっていただき、専門部会として経営検討部会を設置して、その中で専門的な知識を持った方に精査、検討をしていただいて、たたき台のようなものを一度つくっていただいて、懇話会に投げ返していただく。その結果に皆さんそれぞれの視点でご意見をいただくことについてはどうか。
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回時間がないからと、情報公開の様式等説明がなされない中で、市民の名前だけを出しているような感じがする。少なくとも部会の中で中間あたりに1回ぐらい懇話会を開くことを、私としては希望する。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟に対応させていただきたい。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最初解散するのかどうかという議論があって、解散するという流れであるべきだが、最初から解散するという前提はどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地開発公社については解散の方向で考えている。 ・ 残りの第三セクターについて、解散するかしないかから入るが、第三セクター改革推進債が時限措置なので、解散または法的整理をしないとこの起債を使えないことから、この第三セクターの改革推進債の利用をする団体を重点的に最優先で、まず解散となったものについて議論いただくということ。
A 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散が決まっているのはどれか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地開発公社のみ。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数字と法律用語が飛び交うようなそういった会議には専門家だけで検討していただいた方がいいのかもしれないが、7月下旬の現地視察というようなものについては、どんな

会長	<p>ところかというものを見ていただいた方が、10月にご意見をいただくときに、より身近に感じていただけるという可能性もある。進め方についてはご検討をいただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回このような非常に専門的なことについて検討しなければいけないので、臨時委員の方を加えて、法律や会計についての専門的な知識の点からのたたき台をこの懇話会としてお願いをするということについてはご了解いただけるか。
全委員 会長	<p><了解></p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会として専門的な観点からたたき台をつくっていただくということで臨時委員の先生にもお願いをして、検討していただくことにする。 ・私と副会長はこの部会には同席をさせていただいて、どういう議論がなされているのかということについて立ち合わせていただく。 ・必要に応じて懇話会のこのメンバーの皆さんにフィードバックをすべき必要のあることであれば、例えばこの部会の会議の途中で適宜フィードバックの資料をお送りさせていただくとか、市の方から説明に上がるというようなことをさせていただきたい。

(3) 平成23年度当初予算のポイント・震災関連
(省略)

7. 閉会 (15:30)